

《県基準》

私立幼稚園の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

(名称)

第2条 幼稚園の名称は、幼稚園の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の幼稚園と同一又は紛らわしくないものとする。

(設置者)

第3条 幼稚園の設置に係る設置者は、学校法人等（学校法人、宗教法人及び社会福祉法人）とする。

(位置等)

第4条 幼稚園の位置等は、幼児の教育上適切な環境であることのほか、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 周辺の既設幼稚園（私立幼稚園以外の幼稚園を含む。次号において同じ。）から直線でおおむね1 km以上の距離を保っていること。
- (2) 幼児数の確保が客観的に可能であり、周辺の既設の幼稚園と不当に競合するものではないこと。

なお、幼児数の把握は、原則として当該幼稚園（予定地）を中心におおむね半径1 kmにかかる小学校学区（所在学区及び隣接学区）の幼児人口を基本として当該市町村の就園率及び近隣幼稚園の定員等を考慮した次の算定式により行うものとする。

$$\boxed{\text{定員}} \leq \boxed{\begin{array}{c} \text{当該小学校学区} \\ \text{3、4、5才児} \\ \text{人口の合計} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{当該市} \\ \text{町村の} \\ \text{就園率} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{当該小学校学区} \\ \text{所在幼稚園の定} \\ \text{員の合計} \end{array}}$$

(開設の時期)

第5条 幼稚園の開設は、4月1日とする。

(幼稚園の規模)

第6条 幼稚園の規模は、収容定員160人を標準とする。ただし、地域の事情によっては、これを下回ることも差し支えないものとするが、この場合は原則として収容定員120人以上とする。

2 収容定員の最大規模は、原則として320人とする。

(1学級の幼児数)

第7条 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

(施設及び設備)

第8条 幼稚園の施設及び設備は、次に掲げるとおりとする。

《県基準》

- (1) 園地は、園舎等建物敷地、運動場及びその他教育上必要な土地とし、原則として1,500㎡以上であること。
 - (2) 園舎及び運動場の面積は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第31号）別表第1及び第2に定める面積以上であること。
 - (3) 保育室の面積はおおむね53㎡以上、遊戯室の面積はおおむね100㎡以上であること。また、保育室と遊戯室は原則として兼用しないこと。
なお、3才児専用の保育室及び遊戯室を設置する場合、3才児の発達の特性を考慮し、この限りでないものとする。
 - (4) 園具及び教具の種類及び数量は、別表を標準とする。
- 2 幼稚園の施設（園地を含む。）及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。
 - 3 園地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

（園長）

第9条 園長は、原則として常勤とする。

（収容定員増加等の認可）

- 第10条 幼稚園の設置及び収容定員増加に係る園則の変更認可については、学校法人（幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第11条の規定を準用する。この場合において、同審査基準第11条の各号中「既設の学校（以下「既設校」という。）」とあるのは、「既設の学校（幼稚園を除く学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を含む。以下「既設校」という。）」と読み替えるものとする。
- 2 学校法人以外の幼稚園設置者による新たな学校法人立幼稚園の設置認可については、学校法人（幼稚園及び専修学校又は各種学校併設幼稚園）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第11条の規定を準用する。
 - 3 既設幼稚園がその所在小学校学区と異なる小学校学区に所在地を移動する場合は、原則として、既設幼稚園の廃止及び新たな幼稚園の設置として取り扱うものとする。

（計画書等の提出）

- 第11条 幼稚園を設置しようとする者及び収容定員増をしようとする者は、幼稚園開設予定年度又は収容定員変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。
- 2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。